

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地															
IGL医療福祉専門学校		平成13年3月30日		野村 敏之		〒731-3164 広島県広島市安佐南区伴東一丁目12番18号 (電話) 082-849-5001															
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地															
学校法人IGL学園		昭和49年3月27日		永見 憲吾		〒731-0154 広島県広島市安佐南区上安六丁目31番1号 (電話) 082-830-3399															
分野	認定課程名	認定学科名				専門士	高度専門士														
教育・社会福祉	教育・社会福祉 専門課程	介護福祉学科				平成7年文部省 告示第7号	—														
学科の目的	介護福祉士に必要な専門知識と技術を習得し、福祉従事者としての必要な倫理、人間性を培い質の高い福祉実践人材を育成する。																				
認定年月日	平成26年3月31日																				
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義		演習	実習	実験	実技													
	2 年 昼間		2100	1380	570	540	無	無													
生徒総定員		生徒実員	留学生数 (生徒実員の内数)	専任教員数		兼任教員数		総教員数													
160人		47人	7人	5人		19人		24人													
学期制度	■前期: 4月1日～9月30日 ■後期: 10月1日～3月31日			成績評価		■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 定期試験の成績で評価。100点満点で評価し、60点以上をもって単位が認定される。成績評価の表示は、優(80点以上)・良(70点以上80点未満)・可(60点以上70点未満)・不可(60点未満)															
長期休み	■学年始め: 4月1日 ■夏季: 8月1日～8月31日 ■冬季: 12月24日～翌年1月6日 ■春季: 3月21日～4月7日 ■学期末: 3月31日			卒業・進級 条件		進級条件 当該年次において開設している全科目についての単位が認定され、かつ学納金が納入期日までに納入されていること。  卒業要件 卒業に必要な全科目の単位を修得し、かつ学納金が納入期日までに納入されていること。															
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 クラス担任が本人への電話連絡や家庭訪問を行い、保護者との連携を計り、きめ細かな説明・連絡相談を行っている。			課外活動		■課外活動の種類 高齢者施設・障害者施設等が開催する夏まつり等の行事でのボランティア活動															
就職等の 状況※2	■主な就職先、業界等(平成29年度卒業生) 高齢者関係施設・医療関係施設・障害者関係施設 ・社会福祉施設			主な学修成果 (資格・検定等) ※3		■サークル活動: 有 ■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成29年度卒業生に関する平成30年5月1日時点の情報)															
	■就職指導内容 個別面談、就職ガイダンス、就職特別講座					<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種別</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護福祉士</td> <td>②</td> <td>21人</td> <td>19人</td> </tr> <tr> <td>社会福祉主事 任用資格</td> <td>③</td> <td>21人</td> <td>21人</td> </tr> </tbody> </table>				資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	介護福祉士	②	21人	19人	社会福祉主事 任用資格	③	21人	21人
	資格・検定名	種別	受験者数			合格者数															
	介護福祉士	②	21人			19人															
社会福祉主事 任用資格	③	21人	21人																		
■卒業者数: 22 人 ■就職希望者数: 20 人 ■就職者数: 18 人 ■就職率: 90 % ■卒業者に占める就職者の割合: 81.8 %			※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等)																		
■その他 ・進学者数 : 2人 ・就職活動中 : 2人			■自由記述欄 ダイバーショナルセラピー 普通救命講習 I																		
(平成 29 年度卒業生に関する 平成30年5月1日 時点の情報)																					
中途退学 の現状	■中途退学者 6 名		■中退率 11.7 %		平成29年4月1日時点において、在学者51名(平成29年4月1日入学者を含む) 平成30年3月31日時点において、在学者45名(平成30年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 進路変更・病気・学業不振																
■中退防止・中退者支援のための取組 クラス担任による個別面談において、精神面や学修面・経済面など、さまざまな学生の問題等を聞き出し、教職員で情報を共有し個々に応じてきめ細かな指導を行っている。																					
経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 特待生入試を実施。入試の成績により特待生として採用された場合、1年次授業料を減免する(20万円～50万円)。 留学生に対して授業料を減免する。(年額4万円減免)  ■専門実践教育訓練給付: 給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載																				
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																				

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除いたものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賞金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

介護関係分野の企業等と連携体制を確保することにより、授業内容の改善や見直しを行うことで、最新の情報を学生に教授できるようにする。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

委員会での審議内容を教務委員会で検討。教育内容に反映させるべき事柄については、学科会議で検討し、教育課程に反映させる。年度終了後、成果について確認し、委員会に報告する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成30年5月1日現在

名前	所属	任期	種別
藤井 紀子	公益社団法人 広島市老人福祉施設連盟 会長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	①
松林 克典	公益社団法人 広島市老人福祉施設連盟 副会長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	①
加藤 弘幸	公益社団法人 広島県柔道接骨師会 副部長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	①
西田 和明	医療法人齊和會 広島クリニック 経理部長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	③
郷田 大介	一般社団法人 広島県鍼灸マッサーヂ師会 広報部長	平成30年4月1日～平成31年3月31日(1年)	①
岡峰 勝広	株式会社 さくらモンデックス 安佐南院 院長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	③
上間 京子	一般社団法人Jokanスクール 代表	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	③
浮田 瑞穂	一般社団法人 広島県歯科衛生士会 副会長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	①
野村 敏之	IGL医療福祉専門学校 校長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	
賀川 一樹	IGL医療福祉専門学校 教務部長兼柔整学科学科長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	
尾野 龍一	IGL医療福祉専門学校 教務副部長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	
森 美香	IGL医療福祉専門学校 介護福祉学科学科長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	
南 一成	IGL医療福祉専門学校 鍼灸学科学科長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	
今井 康夫	IGL医療福祉専門学校 口腔保健学科学科長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

委員会は年2回開催する。また、必要に応じ小委員会を開催する。

(開催日時)

第1回 平成29年7月2日(日) 10:30～11:30

第2回 平成29年9月3日(日) 10:30～11:30

教育課程編成委員会小委員会 平成29年7月18日(火) 16:00～17:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

教育課程編成委員会での意見等を参考に、平成30年度の教育課程や学生の指導に活用する。

外部講師による接遇マナー講座にて、接遇のトレーニングを実施し、介護福祉士としての接遇マナー向上に努めている。

学校生活(コミュニケーション技術、介護総合演習、介護実習)の中で、相手の立場にたつて物事が考えられるよう意識付けを行っている。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

実習施設と学校が、実習開始前から実習終了後をととして密接な連携を図り、実習情報の共有を図るとともに介護実習の相互理解を深める。

情報の共有等により、実習における実践と実習前後の教育を連動される事で、より質の高い教育が可能となり次回の実習や就職し実際に介護福祉士として仕事をする際の応用力や対応力の養成につなげる。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

学生に説明を行う実習要綱と同じものを事前に実習指導者に配布し、実習に対しての課題や到達目標を共通理解してもらう。実習期間中は担当教員が各施設を週1回以上訪問し、学生の学習状況の確認・指導を行い、実習指導者と情報交換を行い改善点などの指導を受ける。実習後の授業では実習指導者の出席を要請し、実習報告会を行う。また、その様子をビデオ撮影し、希望によっては貸し出しを行うなど情報提供も行っている。

報告会で出た内容によっては施設への電話連絡や訪問によって改善を求めることもあり、学生へは授業内容の改善や見直しを行う。

実習終了時には実習指導者からの評価をもとに成績評価・単位認定を担当教員が行う。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
介護実習 I-1	個々の生活リズムや個性を理解するという観点から、様々な生活の場において個別ケアを理解する。利用者・家族とのコミュニケーションの実践、生活支援技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する。実習生としての自覚を持ち、明るい挨拶や表情で実習に取り組むことが出来る。利用者に対しては積極的に学ぶ姿勢を身につける。	1. 特別養護老人ホーム神山山長生園 2. 特別養護老人ホームみくに 3. 広島原爆養護ホーム千歳園 4. 老人保健施設陽だまり 5. 特別養護老人ホーム和楽荘 等
介護実習 I-2	個々の生活リズムや個性を理解するという観点から、様々な生活の場において個別ケアを理解する。利用者・家族とのコミュニケーションの実践、生活支援技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する。	1. 特別養護老人ホーム神山山長生園 2. 特別養護老人ホームみくに 3. 広島原爆養護ホーム千歳園 4. 老人保健施設陽だまり 5. 特別養護老人ホーム和楽荘 等
介護実習 I-3	個々の生活リズムや個性を理解するという観点から、様々な生活の場において個別ケアを理解する。利用者・家族とのコミュニケーションの実践、生活支援技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する。 日常の介護業務の関わりの中から利用者をアセスメントし、的確に記録できるようになる。 利用者の全体像をとらえ、利用者の思いや願い、ニーズを把握する力を身につける。 ICFの視点に立った生活支援技術を習得する。	1. 特別養護老人ホーム神山山長生園 2. 特別養護老人ホームみくに 3. 広島原爆養護ホーム千歳園 4. 老人保健施設陽だまり 5. 特別養護老人ホーム和楽荘 等
介護実習 II	「介護実習 I」と「介護過程」で学んだ思考のプロセスを実際の利用者を受け持つことにより実践する。介護実習を通して、介護という職業の意義深さ、介護を行う者としての働く姿勢、職業倫理を身につけ、常に利用者の人権を守り、介護の本質を探究する基本的な姿勢を身につける。一人の利用者の介護計画の作成、実施、実施後の評価や、これをふまえた計画の修正といった一連の過程の展開を理解する。介護実習指導者の指導のもとに、ICFの視点に立った生活支援を習得する。施設等の職員から受けた指導を通して、介護過程の展開を理解する中で、介護福祉士としての責任を果たす。能力や態度を養う。	1. 特別養護老人ホーム神山山長生園 2. 特別養護老人ホームみくに 3. 広島原爆養護ホーム千歳園 4. 老人保健施設陽だまり 5. 特別養護老人ホーム和楽荘 等

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

教員研修規程において、業界団体が主催する研修会で、研修を希望する内容(専門分野)の研修会に参加することができることを規定している。研修会の参加は年1回以上とする。

教員研修細則を定め、以下の基本方針で研修等に取り組んでいる。

- ① 教員の業務経験や能力、担当する授業項目等に応じて、介護福祉分野に関連した実務に関する専門知識、技術、技能の習得を目指し研修に参加する。
- ② ①に加えて、業務経験や役職に応じて、教育関連分野(授業および生徒)に対する指導力等の能力向上のための研修に参加する。
- ③ ①②の参加後、成果を「研修報告」として校長に報告し、学内における教育に還元する。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

介護の実務における研修会等が年間を通じて国内各地で開催されており、各研修会等に教員が参加した。現場における「多職種連携」をキーワードに、医療やリハビリ等多方面からの知識やスキルを習得することができた。

対象	研修名称	主催	研修期間	研修内容
教員	公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会 中四国ブロック総会・研修会	公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会	平成29年9月14日、15日	主催：日本介護福祉士養成施設協会にて「介護の本質を問い続ける」「介護の魅力を探る」というテーマでの研修。
教員	公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会 平成29年度全国教職員研修会	公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会	平成29年11月19日、20日、21日	「あらためて介護を創造する」をテーマに介護創造力コンテスト、基調講演、分科会、シンポジウムが3日間に及んで開催された
教員	公益社団法人日本介護福祉士会 第24回全国大会 第15回 日本介護学会inとやま	公益社団法人日本介護福祉士会	平成29年7月15日、16日	「介護福祉士のより高い専門性を目指して」 ～自律・自立を促進する介護とは～

② 指導力の修得・向上のための研修等

介護福祉士養成施設の存在意義と教育力の向上のために、研修会や教育学会が年間を通じて国内各地で行われており、それぞれの会に教員が参加した。理論と実践の習得という介護福祉士養成教育の目的のもと、指導力の向上を図ることができた。また、校内外での特別講義や県内の介護福祉士養成校における活動等を通じて指導力の修得・向上を図った。

対象	研修名称	主催	研修期間	研修内容
教員	発達障害を持つ学生の就業・生活支援セミナー	呉安芸地域障害者就業・生活支援センター	平成29年10月20日	「発達障害学生に対するキャリアサポートセンターの取り組みと課題」をテーマに講演があり、その後、障害者就労支援機関による情報提供やグループワーク・意見交換会が行われた
教員	平成29年度 教職研修会	広島県専修学校各種学校連盟	平成29年12月1日	広島市教育委員幼児教育アドバイザー 竹内 吉和先生による「コミュニケーションが苦手な学生への支援～合理的配慮が学校を変える～」講演

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

昨年度の実績を踏まえ、介護の実務における研修会や教育学会等に参加することを計画する。

介護福祉士養成施設協会主催の教職員研修会や教育学会、介護福祉士国家試験対策セミナー、医療的ケア教員講習会等に参加し、最新の知識と技術を修得することを目指す。

② 指導力の修得・向上のための研修等

昨年度の実績を踏まえ、介護福祉や教育における研修会や教育学会等に参加することを計画する。

多様な学生たちの個別ニーズに対応した教育ができるよう、学生支援・学生相談体制の整備をし向上を図っている。

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校が行った自己点検評価の結果について学校関係者による外部評価を行う。教育活動・学校運営について、社会のニーズを踏まえた目標を設定し、その達成状況や取り組みの適切さについて評価・公表をすることにより、組織的に改善を図る。学校関係者評価は「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づき自己点検・評価を基本とする。

## (2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	1-1 理念・目的・育成人材像
(2)学校運営	2-2 運営方針
	2-3 事業計画
	2-4 運営組織
	2-5 人事、給与制度
	2-6 意思決定システム
	2-7 情報システム
	3-8 目標の設定
(3)教育活動	3-9 教育方法・評価等
	3-10 成績評価・単位認定等
	3-11 資格・免許の取得の指導体制
	3-12 教員・教員組織
	4-13 就職率
(4)学修成果	4-14 免許の取得率
	4-15 卒業生の社会的評価
	5-16 就職等進路
(5)学生支援	5-17 中途退学への対応
	5-18 学生相談
	5-19 学生生活
	5-20 保護者との連携
	5-21 卒業生、社会人
	6-22 施設、設備等
(6)教育環境	6-23 学外実習、インターンシップ等
	6-24 防災、安全管理
	7-25 学生募集活動
(7)学生の受入れ募集	7-26 入学選考
	7-27 学納金
	8-28 財務基盤
(8)財務	8-29 予算、収支計画
	8-30 監査
	8-31 財務情報の公開
	9-32 関係法令、設置基準等の遵守
(9)法令等の遵守	9-33 個人情報保護
	9-34 学校評価
	9-35 教育情報の公開
	10-36 社会貢献、地域貢献・ボランティア活動
(10)社会貢献・地域貢献	10-37 ボランティア活動

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況  
 カリキュラムは基礎から応用、現場の実習へ段階的系統的に組み込まれている。授業アンケートを実施し評価を行い体制は整備されているが、学園の財政基盤の安定は学生募集が適正に行われているかを検証をすることが必要。他校を見学し、オープンキャンパスを見直し活動と成果の検証を行い目標達成を実現化する。学校評価委員からの意見を受けて、職業意識を向上させるために、学生支援の改善に活用することとした。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿 平成30年5月1日現在

名前	所属	任期	種別
松林 克典	社会福祉法人正仁会 特別養護老人ホームなごみの郷 施設長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	企業等委員
岡峰 勝広	株式会社 さくらモンデックス 安佐南院 院長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	企業等委員
西田 和明	医療法人齊和会 広島クリニック 経理部長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	企業等委員
浮田 瑞穂	一般社団法人 広島県歯科衛生士会 副会長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	企業等委員
玉田 康荘	学校法人鶴学園 参与	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	学校関係
山根 弘	IGL医療福祉専門学校同窓会 会長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期  
 (ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他( ) )  
 HPIに公開 平成26年11月16日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

企業等の関係者のみでなく広く一般に向けて教育活動等の状況を積極的に提供することにより、本校に対する理解が得られるよう努め、企業との連携・協力の推進を行うことを基本方針としている。そのために、専修学校における学校評価ガイドラインの自己点検・自己評価を実施し、ホームページで公表している。また、専門学校における情報提供等への取り組みに関するガイドラインにおいて示された項目についてもホームページで公表している。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	・学校の教育・人材養成の目標及び教育指導計画、経営方針、特色 ・校長名、所在地、連絡先等 ・学校の沿革
(2)各学科等の教育	・入学者数、定員、学生数 ・カリキュラム(教育課程表(科目編成・時間数)、時間割、授業方法及び内容、年間の授業計画) ・進級・卒業の要件等(成績評価基準、卒業、修了の認定基準等) ・資格取得、国家試験合格率 ・卒業生数、卒後の進路(進学者数・就職者数・就職先)
(3)教職員	・教職員数 ・教職員の組織
(4)キャリア教育・実践的職業教育	・企業・業界団体との連携による取組み
(5)様々な教育活動・教育環境	・学校行事への取組み ・課外活動
(6)学生の生活支援	・就職活動の支援 ・進学相談
(7)学生納付金・修学支援	・奨学金等の手続きのサポート ・授業料延納・分納制度の整備
(8)学校の財務	・財産目録、貸借対照表、収支計算書、監事監査報告書等
(9)学校評価	・自己点検・自己評価報告書 ・学校関係者評価結果を踏まえた改善方策
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

HPIに公開 URL: <http://www.igl.ac.jp/>

授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程介護福祉学科) 平成30年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			人間の尊厳と自立	「人間」の理解を基礎として、人間としての尊厳の保持と自立・自律した生活を支える必要性について理解し、介護場面における倫理的課題について対応できるための基礎となる能力を養う。	1前	30	2	○			○	○			
○			人間関係とコミュニケーション	介護実践のために必要な人間の理解や、他者への情報の伝達に必要な、基礎的なコミュニケーション能力を習得する。	1前	30	2	○			○	○			
○			社会の理解A	個人が自立した生活を営むということを理解するため、個人、家族、近隣、地域、社会の単位で人間を捉える視点を養い、人間の生活と社会の関わりや、自助から公助に至る過程について理解する。わが国の社会保障の基本的な考え方、歴史と変遷、しくみについて理解する。	1後	30	2	○			○	○			
○			社会の理解B	介護に関する近年の社会保障制度の大きな変化である介護保険制度と障害者自立支援制度について介護実践に必要な観点から基礎的知識を習得する。介護実践に必要とされる観点から、個人情報保護や成年後見制度などの基礎的知識を習得する。	2前	30	2	○			○	○			
○			健康科学	生活の基本要素である、衣生活・住生活を通じ、高齢者および障害者に対して、快適な日常生活のサポートができるように、また、一人の人間として自立した生活が営めるよう知識・技法を学ぶ。	2後	30	2	○			○		○		
○			食物栄養学	食生活の基本をなす栄養・調理についての正しい知識を持ち、各々の老人、障害者に合った適正な食生活を支えられるよう知識・技法を学ぶ。	1後	30	2	○			○		○		
○			倫理学	倫理学の思考法を学び、介護従事者として必要な倫理観や介護現場における問題発見能力、問題解決能力を涵養する。	2後	30	2	○			○		○		
○			レクリエーション概論	①レクリエーション活動の社会的意義を理解させる②レクリエーション活動の援助者としての役割について理解させる③レクリエーション計画の作成能力を習得向上させる④レクリエーション活動の実践援助能力を習得向上させる。	1後	30	2	○			○		○		



授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程介護福祉学科) 平成30年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
○			介護の基本A	尊厳の保持、自立支援という新しい介護の考え方を理解するとともに、介護を必要とする人を、生活の観点から捉えるための学習。また介護における安全やチームケア等について理解するための学習とする。QOLの意味を理解し、利用者ひとりひとりがその人らしい生活を継続するための支援の重要性を理解できる介護実践における「主体性の尊重」や「選択意思の尊重」の大切さを基に、「利用者主体の考え方」と介護保険制度における具体的な取り組みについて理解できる。	1前	30	2	○			○		○		
○			介護の基本B	尊厳の保持、自立支援という新しい介護の考え方を理解するとともに、介護を必要とする人を、生活の観点から捉えるための学習。また介護における安全やチームケア等について理解するための学習とする。介護を必要とする人の理解を深め人間の多様性及び高齢者の暮らしの実際や障害がある人への理解を深め、介護を必要とする人の生活環境の考え方を学び、生活の観点から知識を深めることを目標とする。	1前	30	2	○			○		○		
○			介護の基本C	尊厳の保持、自立支援という新しい介護の考え方を理解するとともに、介護を必要とする人を、生活の観点から捉えるための学習。また介護における安全やチームケア等について理解するための学習とする。介護の基本理念としての「自立支援」の考え方と具体的な展開について、「個別ケア」「自己決定」「生活の質」の向上と関連させて理解させる。	1後	30	2	○			○			○	
○			介護の基本D	尊厳の保持、自立支援という新しい介護の考え方を理解するとともに、介護を必要とする人を、生活の観点から捉えるための学習。また介護における安全やチームケア等について理解するための学習とする。介護を必要とする人の尊厳ある生活を支援する専門職として基本となる考え方を学ぶ。	1後	30	2	○			○		○		
○			介護の基本E	尊厳の保持、自立支援という新しい介護の考え方を理解するとともに、介護を必要とする人を、生活の観点から捉えるための学習。また介護における安全やチームケア等について理解するための学習とする。利用者にとって最も身近な介護従事者が介護の理念を実現するために、既習の倫理・知識・技術を統合し、多様な介護現場で利用者の生活の安全を守るべくセーフティマネジメントを展開するための基礎的な力を培い、応用力を高める。	2前	30	2	○			○		○		

授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程介護福祉学科) 平成30年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			介護の基本 F	尊厳の保持、自立支援という新しい介護の考え方を理解するとともに、介護を必要とする人を、生活の観点から捉えるための学習。また介護における安全やチームケア等について理解するための学習とする。プランとケアマネジメントの流れ、しくみを、介護事例をもとに講義演習によって学ぶ。介護保険のサービスの種類やサービスの報酬、算定基準についても理解を深め、介護サービスの提供の場の特性を学ぶ。	2前	30	2	○			○	○			
○			コミュニケーション技術 A	介護者におけるコミュニケーションの意義・目的・役割について理解し、自分の言葉で説明できる。利用者・家族との関係づくりについて理解する。	1前	30	1		○		○	○			
○			コミュニケーション技術 B	コミュニケーションの基本を理解した上で、具体的なコミュニケーション技法（話を聞く技法、意欲を引き出す技法など）の習得を目指す。	1後	30	1		○		○	○			
○			コミュニケーション技術 C	聴覚障害及び視覚障害者の生活上の問題を学び、コミュニケーションを中心とした生活問題などを学習する。また、手話や点字での基本的なコミュニケーションの方法を学ぶ学習を通じ、簡単な日常会話ができるようになる。手話技術を学びながら一人ひとりに合った方法を考えて、伝えあう姿勢を大切にしてほしい。	2前	30	1		○		○		○		
○			生活支援技術 A	自立に向けた居住環境の整備を学ぶ。対象となる人の生活上のニーズの把握から進め、具体化していく方法を習得する。	1前	30	1		○		○	○			
○			生活支援技術 B	介護福祉士に必要な、入浴・清潔保持に関する基礎的な知識と技術を身に付ける。また、個人のプライバシーや楽しみとなる入浴について考える力を養う。最終的には、利用者の立場から「よりよい入浴・清潔保持の支援」を考え、施設実習、訪問介護実習、卒業後の介護福祉の現場で実践できる力を身に付ける。	1前	30	1		○		○	○			
○			生活支援技術 C	介護福祉士として習得しておく必要のある様々な移動における介護技術の根拠性理解と知識、技術の基礎から応用力を学び、現場での実践で活用できる能力と、自ら考えて個別性に対応できる為の能力を習得する	1前	30	1		○		○	○			
○			生活支援技術 D	個人のプライバシー保護や楽しみとなる身じたくについて考える力を養う。その人がその人らしく生活するための衛生管理と楽しみとなることを目指した「身じたく」の介護のプロセスと方法を学ぶ。	1前	30	1		○		○	○			

授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程介護福祉学科) 平成30年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実験・実習・実技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
○			生活支援技術E	栄養と食事の基礎知識について学習するとともに、特に、身体機能低下や咀嚼・嚥下障害・感覚障害・認知障害などの食事介助を必要とする利用者の状態に応じた適切な食事介助の技法を学習する。	1後	30	1	○			○	○			
○			生活支援技術F	介護福祉士に必要な、排泄に関する基礎的な知識と技術を身につける。また、個人のプライバシーや人の尊厳を重要視しながら、利用者の立場に立ったよりよい排泄の支援を考え、現場で実践できる力を身につける。	1後	30	1	○			○	○			
○			生活支援技術G	介護実習の体験を踏まえて利用者及びその家族等の生活を支援することの意義と目的を理解する。	1後	30	1	○			○	○			
○			生活支援技術H	介護福祉士として習得しておく必要のある様々な家事の援助技術を提供していく上での基本行動の理解と知識、家事の介助に関する技術を基礎から学び、現場で自ら考えて実践的に活用できる能力や、利用者の個別性に対応できるための能力を習得する。	2前	30	1	○			○	○			
○			生活支援技術I	睡眠の介護について、介護福祉士の役割を果たせる力量をつけるために、借り物でない理念、知識、技術を鍛え、個々の利用者特有の睡眠の状況アセスメント、ケアプラン、実践へと応用できる力を身につける。	2前	30	1	○			○	○			
○			生活支援技術J	緊急時の対応・終末期の介護について、介護福祉士の役割を果たせる力量をつけるために、借り物でない理念、知識、技術を鍛え、個々の利用者特有の終末期の状況アセスメント、ケアプラン、実践へと応用できる力を身につける。	2前	30	1	○			○	○			
○			介護過程Ⅰ	「介護過程」の展開について理解する。	1前	30	2	○			○	○			
○			介護過程Ⅱ	介護サービス利用者が生活する環境を考慮し、その時その場で最善の支援ができるよう、既存のサービス、社会資源を活用した介護過程を展開できるようになる。	1後	30	2	○			○	○			
○			介護過程Ⅲ	介護過程の展開における評価の重要性を理解し、その評価が正当なものであるかどうかの判断また他者の計画への正当な評価ができるようになる。	1後	30	2	○			○	○			

授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程介護福祉学科) 平成30年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
○			介護過程Ⅳ	介護過程の展開を理解し、他科目で学習した専門的な知識や技術を統合して、実際にアセスメントツールを使用し介護過程を立案し、適切な介護サービスの提供ができる能力を身につける。	2前	30	2	○			○	○			
○			介護過程Ⅴ	介護過程の展開を理解し、実際にアセスメントツールを使用してみるにより、必要なスキルを身につける。	2前	30	2	○			○	○			
○			介護総合演習Ⅰ	専門科目で得た基本的な知識・技術を、実習を通じて実践するための具体的な方法を学ぶ。	1前	30	1		○		○	○			
○			介護総合演習Ⅱ	実習での自己の実践内容を分析・考察し、自己覚知へとつなげ、高い専門性と倫理性を養う。	1後	30	1		○		○	○			
○			介護総合演習Ⅲ	実習施設の役割と機能、施設利用者とその家族の生活ニーズを理解できる。	1後	30	1		○		○	○			
○			介護総合演習Ⅳ	実習施設の役割と機能、施設利用者とその家族の生活ニーズを理解できる。	2前	30	1		○		○	○			
○			介護実習Ⅰ-1	個々の生活リズムや個性を理解するという観点から、様々な生活の場において個別ケアを理解する。 利用者・家族とのコミュニケーションの実践、生活支援技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する。 実習生としての自覚を持ち、明るい挨拶や表情で実習に取り組むことが出来る。利用者に対しては尊重の気持ちを持って接し、職員に対しては、積極的に学ぶ姿勢を身につける。	1前	45	1			○	○	○		○	

授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程介護福祉学科) 平成30年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			介護実習 I-2	個々の生活リズムや個性を理解するという観点から、様々な生活の場において個別ケアを理解する。 利用者・家族とのコミュニケーションの実践、生活支援技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する。 様々な利用者との関わりの中から、一人ひとりの特徴をつかみ、ICFの視点に立ったコミュニケーションの方法や、生活支援技術を習得する。同時に、自己覚知を意識しながら、介護福祉士としてのあり方を理解する。	1後	90	2			○		○	○		○
○			介護実習 I-3	個々の生活リズムや個性を理解するという観点から、様々な生活の場において個別ケアを理解する。 利用者・家族とのコミュニケーションの実践、生活支援技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する。 日常の介護業務の関わりの中から利用者をアセスメントし、的確に記録できるようになる。 利用者の全体像をとらえ、利用者の思いや願い、ニーズを把握する力を身につける。 ICFの視点に立った生活支援技術を習得する。	1後	135	3			○		○	○		○
○			介護実習 II	「介護実習 I」と「介護過程」で学んだ思考のプロセスを実際の利用者を受け持つことにより実践する。 介護実習を通して、介護という職業の意義深さ、介護を行う者としての働く姿勢、職業倫理を身につけ、常に利用者の人権を守り、介護の本質を探究する基本的な姿勢を身につける。 一人の利用者の介護計画の作成、実施、実施後の評価や、これをふまえた計画の修正といった一連の介護過程の展開を理解する。 実習指導者の指導のもとに、ICFの視点に立った生活支援を習得する。 施設等の職員から受けた指導を通して、介護過程の展開を理解する中で、介護福祉士としての責任を果たす能力や態度を養う。	2前	180	4			○		○	○		○
○			発達と老化の理解 A	介護等社会福祉分野での実践に役立てるため、老化について生涯発達の観点から心理的、身体的な変化の特徴に関する基礎的知識を習得する。	1前	30	2	○			○			○	

授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程介護福祉学科) 平成30年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			発達と老化の理解B	介護等社会福祉分野での実践にあたり、高齢者の心理及び高齢者によく観られる精神・身体疾患と留意点について基礎的知識を習得する。	1後	30	2	○			○			○	
○			認知症の理解A	認知症に関する基礎的知識を習得するとともに、認知症のある人の体験や意思表示が困難な特性を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。	1前	30	2	○			○				○
○			認知症の理解B	認知症に関する基礎的知識を習得するとともに、認知症のある人の体験や意思表示が困難な特性を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。	1後	30	2	○			○				○
○			障害の理解A	障害のある人の心理や身体機能に関する基礎知識を習得するとともに障害のある人の体験を理解し本人のみならず、家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。	1後	30	2	○			○				○
○			障害の理解B	障害のある人の心理や身体機能に関する基礎的知識を習得するとともに障害のある人の体験を理解し本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する。	2前	30	2	○			○				○
○			こころとからだのしくみA	介護技術の根拠となる人体の構造や機能及び介護サービスの提供における安全への留意点や心理面の配慮について理解する学習とする。	1前	30	2	○			○				○
○			こころとからだのしくみB	介護技術の根拠となる人体の構造や機能及び介護サービスの提供における安全への留意点や心理面の配慮について理解する学習とする。	1前	30	2	○			○				○
○			こころとからだのしくみC	介護技術の根拠となる人体の構造や機能及び介護サービスの提供における安全への留意点や心理面の配慮について理解する学習とする。	1後	30	2	○			○				○
○			こころとからだのしくみD	介護技術の根拠となる人体の構造や機能及び介護サービスの提供における安全への留意点や心理面の配慮について理解する学習とする。	2前	30	2	○			○				○
○			医療的ケアⅠ	医療職との連携のもとで医療的ケアを安全・適切に実施できるように、必要な知識・技術を習得することを目的とする。	2後	60	4	○			○				○
○			医療的ケアⅡ	医療職との連携のもとで医療的ケアを行うのに必要な知識・技術を習得し、安全・適切に医療的ケアが実施できるようになることを目的とする。	2後	30	1		○		○				○

授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程介護福祉学科) 平成30年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			人間と社会特講A	「人間の尊厳と自立」と「人間関係とコミュニケーション」では、これまでの学習内容を踏まえて、総合的に考える力を身につける。「社会の理解」では、介護福祉士の仕事に必要な制度や施策についての理解を深める。	2前	30	2	○			○	○			
○			人間と社会特講B	問題演習および模擬テストにより、自己の学習進捗状況を知り、学習課題を焦点化する。国家試験の問題内容に慣れることにより、国家試験の問題を読み解くことに慣れる。	2後	20	1	○			○	○			
○			介護福祉学特講A	問題演習および模擬テストにより、自己の学習進捗状況を知り、学習課題を焦点化する。国家試験の問題に慣れることにより、卒業時共通試験の問題を読み解くことに慣れる。	2後	20	1	○			○	○			
○			介護福祉学特講B	問題演習および模擬テストにより、自己の学習進捗状況を知り、学習課題を焦点化する。国家試験の問題に慣れることにより、国家試験の問題を読み解くことに慣れる。	2後	20	1	○			○	○			
○			介護福祉学特講C	問題演習および模擬テストにより、自己の学習進捗状況を知り、学習課題を焦点化する。国家試験の問題に慣れることにより、国家試験の問題を読み解くことに慣れる。	2後	20	1	○			○	○			
○			介護福祉学特講D	問題演習および模擬テストにより、自己の学習進捗状況を知り、学習課題を焦点化する。国家試験の問題に慣れることにより、国家試験の問題を読み解くことに慣れる。	2後	20	1	○			○	○			
○			こころとからだのしくみ特講A	ヒトの体がどのように成り立っているか、これまでに学習した内容と合せて、「生きているしくみ」の全体像を理解する。	1後	30	2	○			○	○			
○			こころとからだのしくみ特講B	問題演習および模擬テストにより、自己の学習進捗状況を知り、学習課題を焦点化する。国家試験の問題内容に慣れることにより、国家試験の問題を読み解くことに慣れる。	2後	20	1	○			○	○			
		○	児童福祉論	児童福祉の理念や権利保障、児童福祉の施策、児童・家庭支援のための母子保健、児童福祉施設、各種制度や実施体系等を学習する。児童虐待、非行、DV等の事例を通して、児童や家庭が抱えている現状と課題、支援・援助について学習する。児童福祉に関わる専門職としてのあり方について学習する。	1前	30	2	○			○		○		

授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程介護福祉学科) 平成30年度																
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
		○	地域福祉論	これからの福祉の主流である地域福祉の概念と方法を、地域の福祉問題の現状と、地域での福祉実践の中から学ぶ。	1後	30	2	○			○			○		
		○	社会福祉援助技術演習	ジェネリックソーシャルワークの理解を深める。今までの学習で、習得した社会福祉援助技術の理論、技術を演習することにより、応用力の向上を目指す。また、演習を通して、権利擁護・自立支援に立った視点、援助展開を習得する。	2前	30	1		○		○				○	
		○	福祉事務所運営論	福祉事務所の法的な性格・機能、社会生活及び社会福祉制度の変遷、福祉事務所の運営を取り巻く社会福祉行政環境の変化、福祉事務所の組織・業務内容・関係機関等との連携について理解させるための学習とする。	2後	30	2	○			○				○	
		○	社会福祉施設経営論	わが国の社会を理解するため、社会生活及び社会福祉ならびに社会保障の変遷、社会福祉施設の役割・機能について理解させるための学習とする。 社会福祉施設の経営管理と社会福祉サービスの基本及び人事・労務の基本について理解させるための学習とする。	2通	60	4	○			○				○	
		○	法学	日常生活及び介護業務の場面で生じうる問題と法がどのように関わっているのかを理解し、法的思考能力を身に付ける。	1前	30	2	○			○				○	
		○	経済学	経済学の考え方を学び、市場機構活用のメリットとそのデメリットについて理解を深め、身近な出来事の中にある非効率の改善策について経済学的に考える姿勢を養う。	2前	30	2	○			○				○	
		○	社会福祉現場実習	現場体験を通じて社会福祉主事として仕事をする上で必要な知識、援助技術の内容の理解を深める。講義、演習、学校内実習で学んだ知識に基づいて利用者との人間的な関わりを深め、利用者が求めている社会福祉の需要に関する理解力、判断力を養う。	2後	90	2			○	○	○	○	○	○	○



授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程介護福祉学科) 平成30年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
		○	社会福祉現場実習指導	社会福祉の知識や技術を実際に活用し、援助業務に必要な資質・能力・技術を取得する。職業倫理を身につけ、専門職としての自覚に基づいた行動ができるようにする。関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を理解する。 社会福祉現場実習の意義・目的を理解し、養成機関で学んだ知識、技術等を具体的かつ実際に理解できるよう指導する。福祉専門職としての自覚を促し、専門職として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等総合的に対応できる能力を取得できるように指導する。 社会福祉現場実習を通じて学んだ知識・意義・技術を具体的かつ実際に理解する。養成機関の実習を通して体得した実践的な技術を専門職として求められる資質・倫理・自己に求められる課題把握等総合的な対応能力の取得及び自覚を促す。	2通	60	4	○			○		○	○	
合計				69科目					2,490時間(121単位)						

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
卒業時に必修科目2,100時間(100単位)を取得すること。また、社会福祉主事任用資格を修得する場合は、選択科目390時間(21単位)取得し、計2,490時間(121単位)を取得すること。	1学年の学期区分	2期
	1学期の授業期間	15週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。